

千葉市都市局総合評価技術審査会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、千葉市総合評価落札方式実施要領（以下「実施要領」という）及び千葉市総合評価落札方式(業務委託)試行要領（以下「試行要領」という）に規定する都市局総合評価技術審査会(以下「技術審査会」という)の設置に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 技術審査会は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 実施要領第6条及び試行要領第6条に定める総合評価落札方式によることの適否の審査に関すること。
- (2) 実施要領第6条及び試行要領第6条に定める総合評価落札方式に係る落札者決定基準(型式、技術提案内容、評価項目、評価基準及び配点等)の審査に関すること。
- (3) 実施要領第9条に定める総合評価落札方式の高度技術提案型に係る入札参加者が提出する高度な技術等を含む技術提案等の改善要求及び審査に関すること。
- (4) 実施要領第11条及び試行要領第9条に定める総合評価落札方式に係る入札参加者が提出する技術提案等の評定及び評価点数(技術評価点)の審査に関すること。

(組 織)

第3条 技術審査会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 技術審査会の委員長は都市局長をもって充てる。

3 技術審査会の委員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 都市局次長
- (2) 都市局都市部長
- (3) 都市局建築部長
- (4) 都市局公園緑地部長
- (5) 前各号に定めるもののほか、委員長が指名する者

(職 務)

第4条 委員長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

2 技術審査会の委員長に事故があるときは、都市局次長が委員長の職務を代理する。

(会 議)

第5条 技術審査会は、総合評価落札方式によって工事または業務委託を発注しようとする課長の申し入れにより、技術審査会庶務担当課（以下「庶務担当課」という）が開催し、委員長がこれを招集する。

- 2 技術審査会は、委員長（委員長に事故があるときはその職務を代理する者）及び半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 技術審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、急施を要し、又は技術審査会の会議を開く暇のないときは、委員に回議してこれに代えることができる。
- 5 委員長は、審査に必要があるときは、関係職員に対し必要な資料を提出させ、又は技術審査会に出席させて説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 庶務担当課は、都市局都市総務課とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、技術審査会の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 7月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。